

福島第一原子力発電所 6 号機の安全確認に係る原子力安全・保安院の回答

福島県照会（平成 16 年 10 月 28 日）

福島第一原子力発電所 6 号機について、貴院は、9 月 29 日以降、現地駐在の保安検査官による追加的な起動前安全確認を行ったとあるが、当県からお知らせした安全に係る情報も踏まえ、具体的にどのような安全確認を行ったのか。

原子力安全・保安院回答（平成 16 年 10 月 29 日）

- 1 . 福島第一原子力発電所 6 号機（1 F 6）については、福島県から当院福島第一原子力保安検査官事務所経由で、「県内の原子力発電所に係る情報提供があったことから、当面、福島第一原子力発電所 6 号機（1 F 6）の安全確保に関する取り組み状況の確認に係る判断を保留する旨、東京電力に申し入れた」との連絡を受けるなどの諸般の事情も踏まえ、より一層の安全確保を図るため、9 月 29 日以降、原子炉及びタービン建屋における現場巡視、定期検査報告書における記録確認を行った。
- 2 . 現場巡視においては、起動前であることを踏まえ、通常 1 ～ 2 人で行われる日常巡視に対し、4 人の検査官により、定期検査で使用された機材、工事資材等が適切に管理されているか、機械設備においてオイル漏れ、水漏れ等がないかなど、普段よりきめ細かい巡視を行った。
- 3 . また、記録確認においては、原子炉及びタービンの機械設備に関して、これまでの定期検査報告書を対象に抜き取り調査を行い、主要機械設備の点検が適切になされているかなどについて、記録により確認した。
- 4 . なお、当院では、原子力施設の現下の安全性に係る重要な情報を入手した場合には、速やかかつ適切に調査を行い、必要があれば直ちに対策を取ることとしている。
- 5 . このような基本的な考え方も踏まえ、1 F 6 については、電気事業法に基づく定期検査を実施し、起動前に行う必要のある全ての定期検査項目の検査を終了し、さらには追加的な起動前の安全確認を行い、その結果、1 F 6 は技術基準に適合しており、起動に当たって安全上の問題がないことを確認している。